

市民会館跡地等オープントライアル（くつろぎゾーン）実施要領

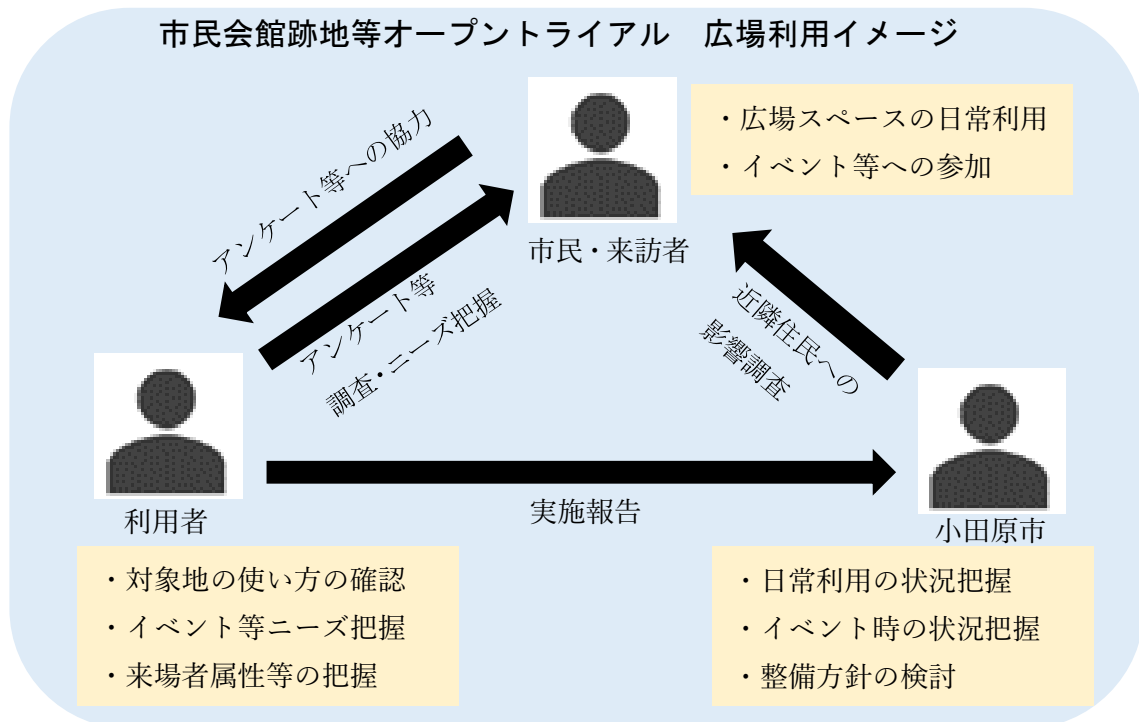
1. 目的

令和6年（2024年）10月に策定した「市民会館跡地等整備基本構想（以下、「基本構想」という。）」で位置づけている基本理念『まちのリビング～まちなかでの新しい過ごし方を創出する～』の実現に向けて、「広場空間・拠点」として求められる機能や、市民や事業者の方々との意見交換における活用アイデア・提案等を踏まえながら、試験的活用（以下、「オープントライアル」という。）を実施します。

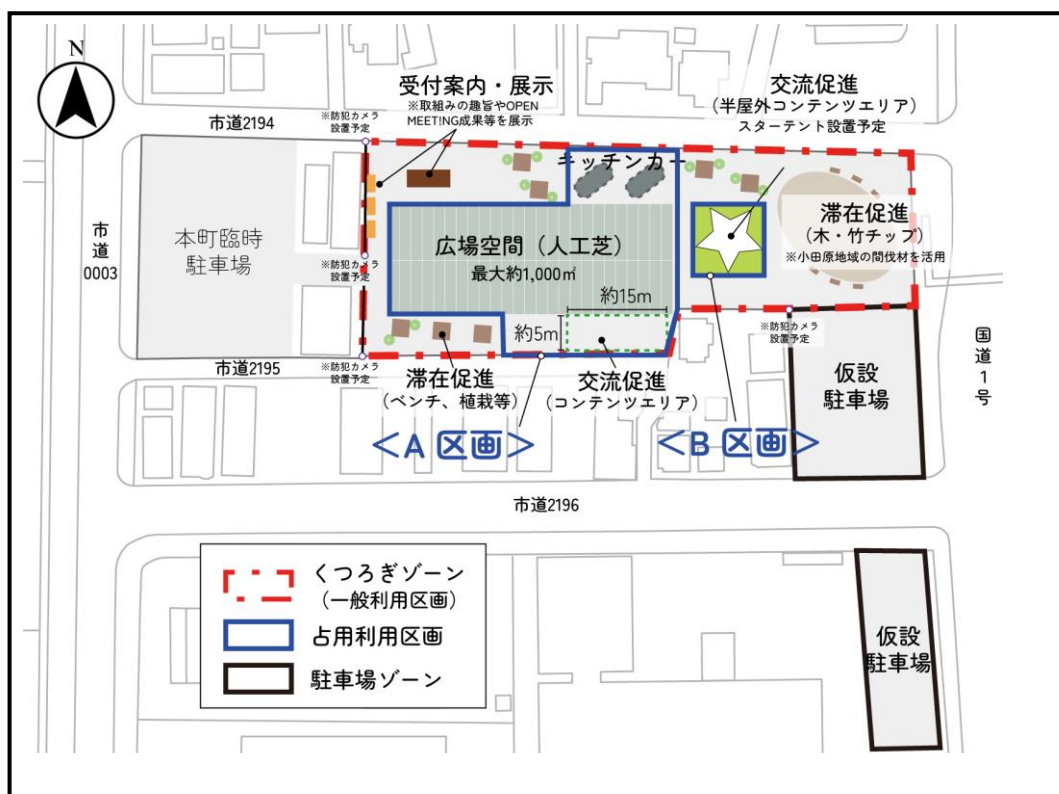
このオープントライアルでは、「新しくできる場所でこんなイベントをやってみたい」、「こんなことをできる場所にしていきたい」、「他の場所ではできなかったけどやってみたい」といった思いを持つ個人や団体などの民間事業者をはじめとする様々な方に実際に利用していただき、対象地の使い方・使われ方を確認するとともに、各種事業やイベントの来場者属性やニーズ、近隣住民等に与える影響などを検証・把握したいと考えています。

市では、このオープントライアルの結果を踏まえ、対象地の整備方針や本格整備後における事業スキームなどを検討してまいります。

2. オープントライアルの実施イメージ



3. 対象地の仮整備イメージ



※くつろぎゾーンは一般利用もあるため占用利用区画（A区画・B区画）を定めておりますが、それ以外の区画も利用可能ですのでご相談ください。

4. 実施期間と利用可能時間

令和7年3月22日（土）から本整備工事着手までの期間とします。

広場利用については、午前8時から午後6時までを基本とします。

※午後6時以降の広場利用については事前相談・協議が必要となります。

5. 利用内容

市民会館跡地等整備基本構想に基づき、対象地の利活用による賑わい創出や滞留促進、周辺エリアにおける賑わい創出や回遊促進につなげるための利用となります。

なお、利用方法は次の「(1)一般利用」と「(2)占用利用」がございます。それぞれの利用にあたっては、別紙1及び別紙2の「利用上の注意」をご確認ください。

(1) 一般利用

申請せずに自由にご利用いただけます。

※占用利用がされていない場合、占用利用区画についても一般利用者は自由に利用することができます。

(2) 占用利用

次の利用に際しては事前申請が必要となります。

- ・収益が伴うなど営利を目的とした事業
- ・A区画を100㎡以上にわたり占用する場合
- ・B区画を占用する場合

※占用可能な区画につきましては、「7. (1) 占用利用区画」をご確認ください。

※占用利用者の占用場所は、先着順（書類の受付順）です。

6. 利用料

効果検証を目的としたオープントライアルのため、一般利用、占用利用ともに無料でご利用いただけます。

7. 占用利用

(1) 占用利用区画

「3. 対象地の仮整備イメージ」のうち、青い枠で囲まれている「A区画」と「B区画」が占用利用をできる対象区画です。

※くつろぎゾーンはA区画・B区画以外も占用利用が可能です。（要相談）

【区画概要】

- ① A区画：人工芝等 ※人工芝は約1,000㎡として段階的に整備
- ② B区画：スターテント ※直径13m、高さ5m

※キッチンカーの出店については、別紙3をご確認ください。

(2) 申請者資格

申請内容を主体的に実施できる能力を備えた個人、法人、任意の団体になります。

※次の全ての要件に該当することが必要です。

- ・地方自治法施行令第167条の4のいずれにも該当しない者であること
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員の統制下にある者でないこと
- ・民事再生法による再生手続きの申立てをしていない者であること
- ・会社更生法による更生手続きの申立てをされていない者であること

(3) 利用条件

- ① オープントライアルの目的に資するイベント・事業内容とし効果検証に協力

することが必要です。

- ② 本市の財政負担を伴わない利用内容となります。
- ③ オープントライアルの実施状況をSNS等で発信して頂くことになります。
ex) #市民会館跡地、#オープントライアル

(4) 申請方法

書類を次の募集期間に応じた提出先にメールしてください。提出された書類は審査やモニタリング等、本事業の運用以外の目的で申請者に無断で使用することはありません。また、提出された書類は返却いたしません。

利用までの流れにつきましては、別紙3「申請から利用までの流れ」をご確認ください。

- ①行政財産使用許可申請書
- ②利用計画書
- ③誓約書
- ④実施報告書（オープントライアル実施後に提出）

※複数の出店者がいるイベント、又は任意の団体等の場合は、その代表者が代表して1つの申請書で申請してください。その際、利用計画書には、出店者の種類、内容、店数など、内容がわかるように記載してください。

※必要に応じてその他の書類の提出を求める場合があります。

※利用希望日の6カ月前から申請可能で、3週間前までには申請してください。

※1カ月あたりの利用日数は7日を限度とし、それ以上の利用については事務局にご相談ください。

※実施報告書の提出は、実施（利用）後、1週間以内に提出してください。

<令和7年3月22日（土）～8月29日（金）>

提出先：株式会社オリエンタルコンサルタンツ（業務受託者）

メールアドレス：odawara.trial@oriconsul.com

<令和7年8月30日（土）～本整備工事着手までの間>

提出先：小田原市政策調整課未来創造係

メールアドレス：se-mirai@city.odawara.kanagawa.jp

(5) 費用負担

申請及びオープントライアルにあたり必要となる一切の費用は全て申請者の負担となります。

(6) 設備等

- ① 電気設備及び給排水設備はありません。必要に応じて各自でご用意ください。
- ② イベント時における出店用の備品として、タイニースタンド（移動式の屋台）を貸出しますので、貸出を希望される場合には、申請時にお申し出ください。

<タイニースタンドについて>

- ・貸出個数：10 個まで
- ・規格：W200xH150xL1600 程度

<貸出方法>

- ・対象地にて、出店当日に事務局から貸し出します。返却は出店当日の終了時に事務局にご返却ください。

※受け渡し及び返却時間は申請時に調整させていただきます。

※連日使用される場合も、日ごとにご返却ください。



(7) 審査

提出された書類をもとに申請者資格及びオープントライアルの要件を満たしているかを審査します。審査に伴いヒアリングを求める場合があります。審査の結果、ご利用いただく方に市から行政財産使用許可書を交付いたします。

※令和7年2月22日（土）から8月29（金）の申請書類の送付先は業務受託者、令和7年8月30日（土）以降の送付先は市となります（「(4)申請方法」参照）

※審査には1～2週間程度かかります。

(8) 利用許可

利用許可は先着順を基本としますが、効果検証を行う目的から、利用日の調整をさせていただく場合があります。

(9) 占用利用に伴う留意事項

- ・対象地を一般利用している市民等に対して配慮してください。
- ・オープントライアル期間中は許可書を必ず携行し、申請内容のとおりを実施してください。
- ・実施する内容について、申請者は事前に自らの責任において関係法令等を確認し、実施時は同法令等を遵守してください。

- ・第三者及び市に損害を与えた場合は、その一切の責任は申請者が負うこととします
- ・マイク、スピーカー等を使用する行為は、実施できません。
- ・ごみ箱の設置はありません。ごみは必ず持ち帰ってください。また、イベント（出店）終了後、企画実施に伴い発生したごみは主催者（出店者）側で回収、適切に搬出、処分してください。
- ・オープントライアルの実施に伴い設置した仮整備の備品等を傷つける行為は禁止です。
- ・利用に際しては効果検証に協力してください。
- ・申請内容とは異なる使用をした場合や災害発生時等は、オープントライアルを中止することがあります。

8. 連絡体制（令和7年8月29日（金）まで）

利用時に事故等が発生した場合、あるいは事故等を発見した場合には、別紙4「緊急連絡体制」に基づき、関係機関にご連絡ください。

お問い合わせ

小田原市政策調整課未来創造係

〒250-8555小田原市荻窪300

TEL0465-33-1379（直通）

✉ se-mirai@city.odawara.kanagawa.jp

利用上の注意（一般利用）

（１）利用上の注意について

① 禁止事項

- ・利用者の妨げとなる行為・活動
- ・近隣住民等への迷惑となる行為
- ・公序良俗に反する行為・活動
- ・宗教的・政治的な活動
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 5 号に規定する指定暴力団等の活動に該当するもの
- ・特定の政策、主義又は意見に賛成し、又は反対する目的で個人又は団体で威力又は氣勢を他に示す等の示威行為
- ・他人に危害を及ぼす行為、他人に迷惑となる行為、もしくはこれらの恐れのある行為をし、又は物品を持ち込むこと
- ・仮整備の備品や周辺施設を破損するまたは破損する恐れのある行為
- ・土地の形質を変更すること
- ・車両を乗り入れ、又は留め置くこと
- ・その他、本制度の趣旨に照らして不適当と判断する行為及び活動

② 利用上の注意

- ・他の利用者に配慮しご利用ください。
- ・第三者及び市に損害を与えた場合は、その一切の責任は利用者が負うこととします。
- ・利用許可を受けた場合を除き、サッカーや野球（素振り・キャッチボール含む）などの球技等を行わないでください（幼児が柔らかいゴムボールで遊ぶ場合は除く）。
- ・犬などペットの散歩紐（リード）を外しての散歩や遊びはしないでください。糞尿は各自で処分してください。
- ・近隣住民に対して音や振動、煙や臭いについては十分に配慮してください。
- ・対象地内での火気の使用及び喫煙はご遠慮ください。
- ・ごみは必ず持ち帰ってください

利用上の注意（占用利用）

（１）利用上の注意について

① 禁止事項

- ・ 利用者の妨げとなる行為・活動
- ・ 近隣住民等への迷惑となる行為
- ・ 公序良俗に反する行為・活動
- ・ 宗教的・政治的な活動
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する指定暴力団等の活動
- ・ 特定の政策、主義又は意見に賛成し、又は反対する目的で個人又は団体で威力又は氣勢を他に示す等の示威行為
- ・ 他人に危害を及ぼす行為、他人に迷惑となる行為、もしくはこれらの恐れのある行為をし、又は物品を持ち込むこと
- ・ 仮整備の備品や周辺施設を破損するまたは破損する恐れのある行為
- ・ 土地の形質を変更すること
- ・ 対象地を転貸、又は使用权の譲渡する行為
- ・ 指定された場所以外に車両を乗り入れ、又は留め置くこと
- ・ その他、本制度の趣旨に照らして不相当と判断する行為及び活動

② 利用上の注意

- ・ 対象地を一般利用している市民等に対して配慮してください。
- ・ オープントライアル期間中は許可書を必ず携行し、申請内容のとおり実施してください。
- ・ 実施する内容について、申請者は事前に自らの責任において関係法令等を確認し、実施時は同法令等を遵守してください。
- ・ 第三者及び市に損害を与えた場合は、その一切の責任は申請者が負うこととします。
- ・ 火気を利用する場合には、事前に消防と協議を行い、各自消火器等を用意してください。
- ・ マイク、スピーカー等を使用する行為は、実施できません。
- ・ 近隣住民に対して音や振動、煙や臭いについては十分に配慮してください。
- ・ 近隣住民や他の利用者からの苦情等のトラブルが起こった場合には、利用者自らが対応してください。
- ・ 対象地では明確に区画が線引きしておりませんので、他の利用者と協力しながらご利用ください。

- ・ イベントを実施する場合には、利用者がイベント賠償責任保険に加入してください。
- ・ 特定のチームや団体による定期的な活動等をご遠慮ください。
- ・ 対象地内での喫煙をご遠慮ください。
- ・ ごみ箱の設置はありません。ごみは必ず持ち帰ってください。また、イベント（出店）終了後、企画実施に伴い発生したごみは主催者（出店者）側で回収、適切に搬出、処分してください。
- ・ 利用後は利用前の状況に復旧してください。
- ・ 利用に際しては効果検証に協力してください。

③ 利用資格の喪失

次の事項に該当する場合は、利用資格を喪失します。

- ・ 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- ・ 反社会的活動のために利用するなど、法令及び公序良俗に反する利用をする場合。
- ・ その他、オープントライアルの趣旨に反する利用の場合。

（２）オープントライアルの中止について

オープントライアルの実施及び中止の判断については以下のとおりとなります。

① 前日まで

- ・ 新型コロナウイルス等による緊急事態宣言が発令された場合
- ・ 地震等に伴う天災が発生した場合
- ・ 台風の接近や、大雨、大雪警報の発令等悪天候が予想される場合

② 当日

- ・ 申請内容と異なる使用をした場合
- ・ 地震等の天災が発生し、継続が困難と小田原市が判断した場合
- ・ その他、関係機関等からの情報提供や想定外の事故等により小田原市が実施を中止するべきと判断した場合

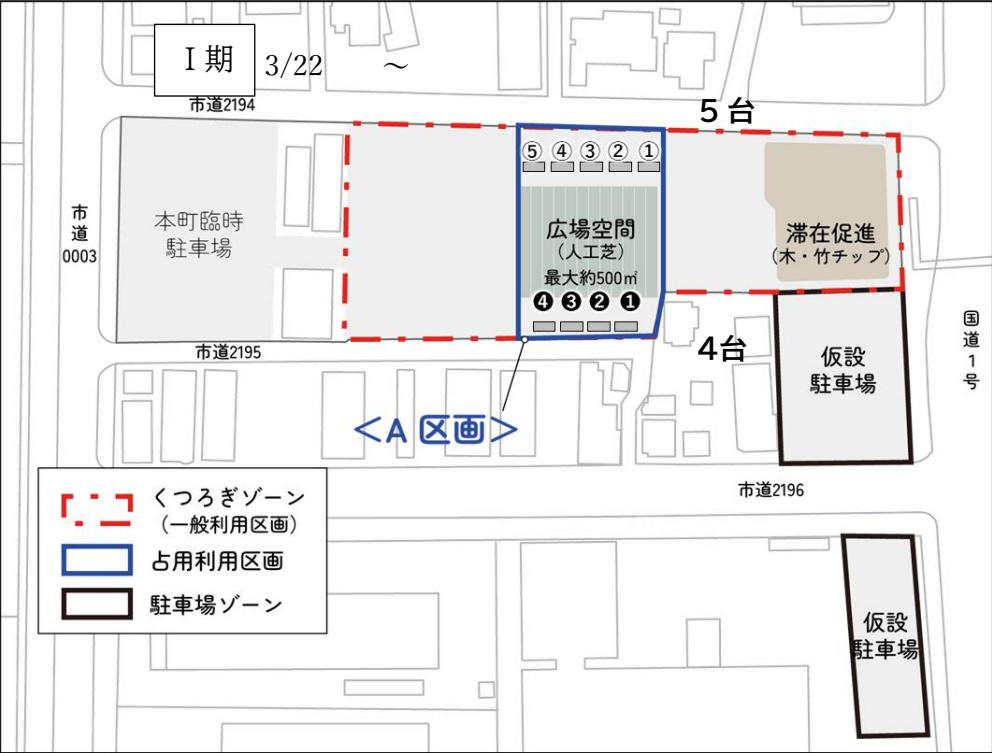
キッチンカーの出店について

キッチンカーの出店場所は、原則、現地への到着順に図の番号順に入庫するものとします。

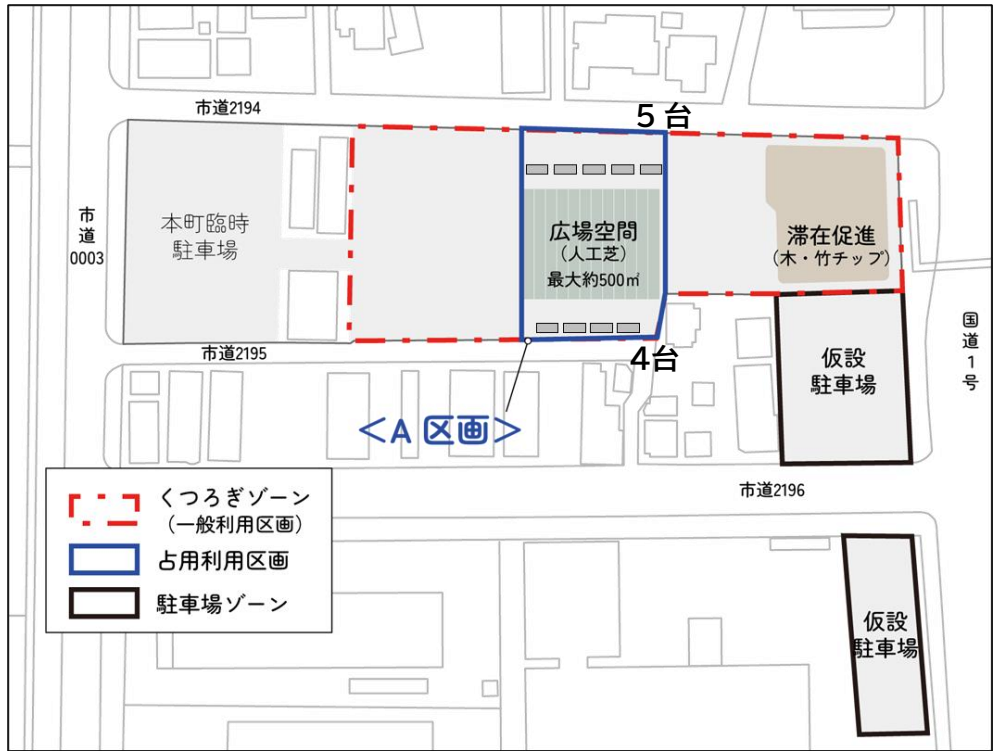
占用利用の申請時に、出店場所の希望があった場合は、原則、北側または南側の希望のみを受け付けます。入庫場所の希望はお受けできません。

キッチンカーの最大出店台数は、大型車（4.7m×2.0mを想定）の場合、北側に最大4台、南側に最大3台（離隔距離1mを確保）。小型車（3.6m×1.5m）の場合、北側に最大5台、南側に最大4台（離隔距離1mを確保）を原則とします。Ⅰ期とⅡ期の台数は同様です。

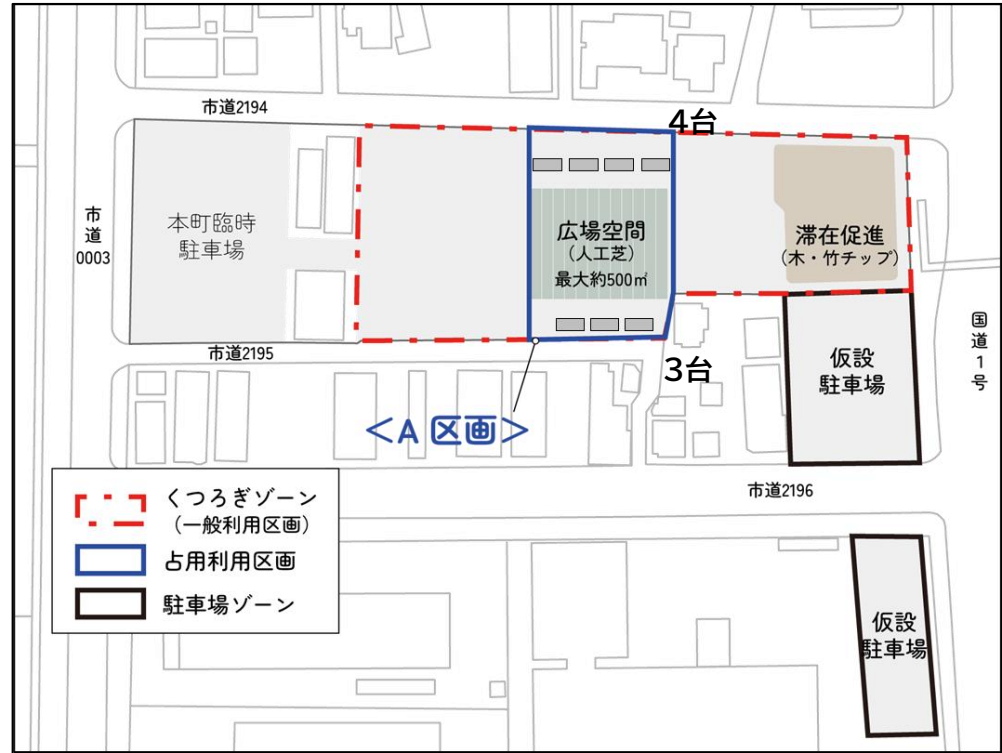
キッチンカーの出店場所順序



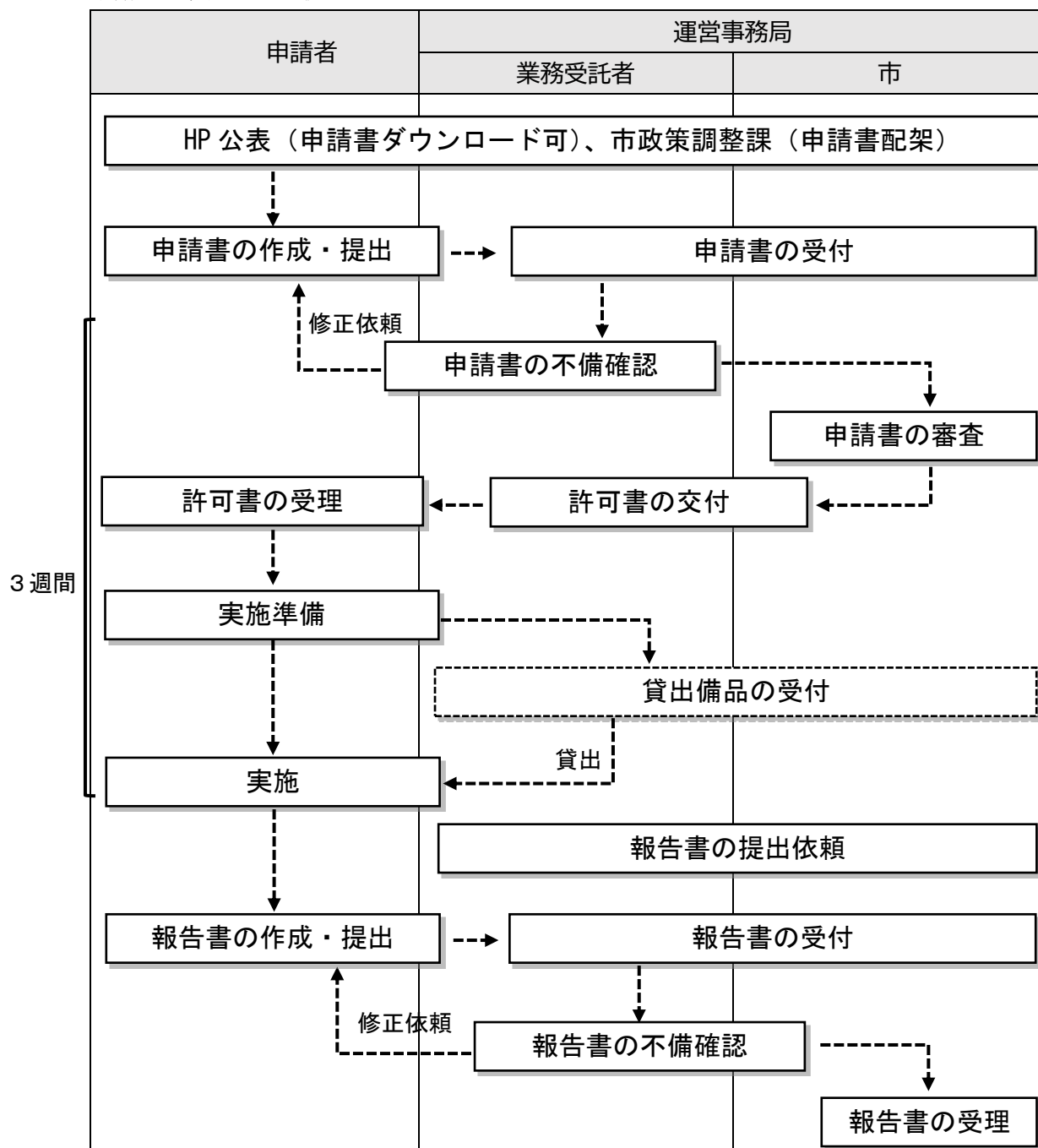
キッチンカーの最大出店台数（小型の場合）



キッチンカーの最大出店台数（大型の場合）



申請から利用までの流れ



緊急連絡体制

利用可能時間内（8時～18時）における緊急連絡は下記「調査機関」にご連絡をお願いします。ただし、連絡がつかない場合もございますので、その際は時間を改めて、折り返しご連絡させていただきます。

利用可能時間外における緊急連絡につきましては、0465-33-1300（市役所）までご連絡をお願いします。

なお、有事の際は警察（もしくは消防）まで直接ご連絡をお願いします。

